

会 議 録

1 会議名

第2回上越市いじめ問題対策連絡協議会

2 議題

説明・協議

- (1) 各機関における「令和4年度の取組及び成果・来年度に向けた取組」について（公開）
- (2) 令和4年度 上越市内のいじめの実態について（非公開）
- (3) 次年度に向けた市教育委員会の取組について（非公開）
- (4) 上越市いじめ防止基本方針の改定について（非公開）

3 開催日時

令和5年2月7日（火）午前10時30分から午前12時00分まで

4 開催場所

上越市教育プラザ 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

「個人に関する事項」を審議するため非公開

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：上野 裕文、神林 義明、田村 敦子、山本 克志、渡辺 晶恵、
米山 正浩、太田 貫治、藤本 高雄、野田 晃、藤田 賢一郎
- ・事務局：早川教育長、市川教育部長、学校教育課 牧井課長、水澤参事、
清水（陽）管理指導主事、小山指導主事

8 発言の内容

【牧井課長】

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。本協議会は、付則第3条第2項にありますように、委員の過半数の出席が成立要件となっております。本日は、半数以上の委員の皆様にご出席いただいております。初めに、任期途中で退任された方がいらっしゃいますので、新たに委員になっていただく皆様に委嘱状を交付させていただきます。教育長お願

いします。

(委嘱状手交)

それでは、委員の皆様から自己紹介をお願いします。名簿順にお願いいたします。

(自己紹介)

続きまして、任期途中で会長が退任されましたので、会長の選出を行います。協議会規則付則第2条の2で、会長・副会長は委員の互選で決めるということになっております。皆さんご異存なければ、事務局でご提案させていただきます。

(異議なし)

事務局としましては、上越市民生委員児童委員連盟協議会連合会代表の上野委員から会長を、上越地域青少年育成会議協議会の北峰委員から副会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長として上野委員、副会長として北峰委員ということで決定いたしました。皆様よろしくお願いいたします。それでは上野会長からご挨拶をいただきます。

【上野会長】

私自身は初めて主任児童委員という立場なのですが、地元の協議会の会長さんからこの会の会長になることと、過去の経緯をお聞きしました。力不足ではありますが、お手伝いをさせていただきたいと思います。皆様方からもいろいろご協力させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【牧井課長】

それでは、議事に入ります。協議会規則第3条第1項の規定に基づき、以降は上野会長からお願いいたします。

【上野会長】

それでは、まず、説明・協議(1)各機関における「令和4年度を取組及び成果・来年度に向けた取組」についてであります。今回の会議に合わせて事前に資料を提出いただいておりますので、資料に基づき、順に各機関から報告をお願いしたいと思います。

なお、ご質問等については、全ての報告・説明終了後、一括でお願いしたいと思います。

(各機関の代表が資料2により報告・説明)

【上野会長】

各機関から取組の概要や成果などについてご報告いただきました。皆様の方から、ご質問等がありましたらお願いします。

(質疑なし)

【上野会長】

小学校長会でスクールロイヤーによる研修会を実施したとありますが、どのような研修会でしたか。

【野田委員】

いじめ防止対策推進法に関する研修を、県のスクールロイヤーをお招きして実施しました。実際のいじめ対応や事例に関すること、法律に関することについて研修を深めました。先生方はいじめを防止したいと考えているが、法にのっとってどこまでやればよいのか、どのようにやったらよいか不明瞭な先生方もいますので、実際にスクールロイヤーから話を聞けるのは意義あることだと思います。

【早川教育長】

最近、毎日の事故報告を見ていると、法的な解決を望む事例が増えているように感じます。学校と保護者の信頼関係の中で、ここまでということがあった中、最近は一線を越えないと納得しないという事例が多いように感じています。

【渡辺委員】

すこやかに来る親の相談では、子どもを育てることよりも、自分のことの方が大事とか、自分はこんなに頑張っているのに子どもは応えてくれないとか、そういった訴えが多いと感じます。また、子どもが2歳くらいからYouTubeをどんどん見せていて、子どもがそこで出てくる乱暴な言葉や乱暴なしぐさを簡単にまねするなど成長を阻害するようなことも起きています。学校でもメディアについて一生懸命対応していただいています。幼稚園、保育園やもっと前からスマホに関する教育を行わなければいけないのではないかと感じています。

【田村代理】

先ほどのスクールロイヤーの話で言えば、児童相談所はとかく保護者と対立することが多い機関で、児童虐待の関係でSNSでは悪く言われることも多いですが、芯をしっかり持って、法的根拠に基づいて対応することが大切だと考えています。私たちは子どもを守る立場ですので、法的根拠をしっかりと持って保護者に対応することが重要です。新潟県では児童相談所に弁護士を配置することを行ってしまして、保護者への対応や子どもの権利をどう守っていくかといったことについて相談しています。職員を守ることは子どもを守ることに繋がります。

(以降非公開)

9 問合せ先

教育委員会学校教育課 TEL : 025-545-9244

E-mail : j-gaku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。